

岩見沢市告示 第 42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月1日

岩見沢市長 松野 哲



1. 都市計画の種類

と畜場

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市上幌向町南1条1丁目1202番地
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画と畜場の変更

都市計画と畜場 1 号 岩見沢市営製肉所を廃止する

理 由

本市におけると畜場の「岩見沢市営製肉所」は昭和 41 年 8 月に敷地面積 0.67 ha で当初決定し、平成 17 年 8 月には、都市計画道路拡幅及び搬入路の敷地提供により 0.59 ha に面積を縮小変更し現在に至っている。

稼働の状況については、昭和 41 年 8 月に当初決定されて以来、改修、設備の近代化を図り、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、民間で管理運営している。

現在の当該施設は、肉畜受入れ状況等から公益性及び恒久的性格を有する施設とはいえ、都市計画に定めるべき都市施設には該当しないものと考えられることから、岩見沢都市計画と畜場の廃止を行う。

新 旧 対 照 表

岩見沢都市計画と畜場 新旧対照表

	名称		位置	面積	備考	変更内容
	番号	と畜場				
新	1					廃止
旧	1	岩見沢市営製肉所	岩見沢市上幌向南 1条1丁目1202	約5,900 m ²	処理能力 豚 330 頭/日	

岩見沢都市計画市営精肉所 位置図・計画図

